

社会福祉法人北海道厚真福祉会 役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道厚真福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事長、理事、監事）及び評議員の報酬等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）

第2条 理事長には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 理事、監事及び評議員には、報酬等は支給しないこととし、法人業務を行なった場合には費用を弁償する。

（報酬等の算定方法）

第3条 理事長に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

2 理事、監事及び評議員に対する費用弁償の額は別表2に定める額とする。

（適用除外）

第4条 職員給与を支給している施設長等が法人の役員又は職員を兼ねている場合は役員報酬等及び費用弁償は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第5条 理事長に対する報酬の支払時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日（国民の祝祭日）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 理事、監事及び評議員に対する費用弁償は、法人業務を行なった都度、支給する。

（報酬等の日割り計算）

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 理事長が月の中途において就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算によって支給する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行なう。

（1） 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2） 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則 (平成21年11月27日制定)

この規程は、平成21年12月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 6月21日から施行する。

別 表 1

役 職 名	業務内容 (業務日及び時間)	月額報酬額
理 事 長	日常業務の実施 (原則として毎週火、 金曜日の10:00~15:00) 行事等業務の実施 (随時)	150,000 円

別 表 2

役 職 名	業務内容 (業務日及び時間)	費用弁償額 (1日)
理事、評議員	理事会又は評議員会への出席 (随時)	3,000 円
監事	理事会又は評議員会への出席 (随時) 監査の実施 (随時) 入札の立会 (随時)	3,000 円